

(仮称) 吾妻高原ウィンドファーム計画段階環境配慮書に対する知事意見について

1 総括的事項について

計画段階環境配慮書においては、本来、位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案について検討されるべきところ、地権者等との調整が不十分等により計画熟度が低い段階にあることから複数案について検討されていない。環境影響評価方法書において、風力発電設備等の配置・構造等を検討するに当たっては、周辺地域の自然環境、住居、別荘地、学校、医療施設、福祉施設等（以下「住居等」という。）の状況を踏まえて複数案を設定するなどし、その検討経緯及び検討結果を取りまとめること。

また、事業実施想定区域及びその周辺は、豊かな自然環境を有する地域であることから、事業の実施に当たっては、風力発電設備等の配置だけでなく付帯工事が自然環境に与える影響もできる限り回避、低減できるよう、環境保全に最大限配慮すること。

2 大気質について

事業実施想定区域から近い範囲に住居等が存在することから、工事中の粉じん発生に係る影響を回避するための検討を行うとともに、その検討経緯及び検討結果についても方法書以降の図書に反映させること。

3 騒音・振動について

事業実施想定区域周辺には、住居等が存在しており、工事中の騒音・振動、及び供用時の騒音・超低周波音による影響が懸念されるので、風力発電設備等の配置等を検討するに当たっては、騒音、振動及び超低周波音に係る影響を回避、低減するように配慮するとともに、その検討経緯及び検討結果についても方法書以降の図書に反映させること。

なお、資材運搬車両の走行などによる周辺住民、動植物へ与える影響にも配慮する計画とすること。

4 水環境について

事業実施想定区域には、地下水の取水施設や森林法に基づき指定された水源等のかん養を目的とする保安林が存在することから、土地の改変及び風力発電設備の設置工事等に伴って発生する土砂や濁水による影響を回避するため、風力発電設備の配置等を検討する際には関係機関と十分協議し、その検討経緯及び検討結果についても方法書以降の図書に反映させること。

5 動物、植物及び生態系

事業実施想定区域の一部が重要野鳥生息地に含まれるため、事業実施想定区域の周辺に存在する天然記念物を含む動植物の調査に当たっては、専門家等の意見を踏まえて適切な計画を策定するとともに、野鳥の飛来や生息に対する騒音、振動の影響についても対策を検討し、方法書以降の図書に反映させること。

なお、重要野鳥生息地から事業実施想定区域を除外する場合であっても、事業実施想定区域が重要野鳥生息地に近接することとなるため、生態系の保全についての対応方針

を示すこと。

また、事業実施想定区域近傍の山形県側には猛禽類が生息する可能性があるため、特に行動圏が拡大する9月頃の観察を十分に行うこと。

6 景観について

主要眺望地点として高湯温泉を含めることなど、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要眺望地点を適切に選定するとともに、その検討経緯及び検討結果を方法書以降の図書に反映させること。

また、主要眺望地点として選定した施設に対しては、事業計画及び当該施設に対する影響の可能性についての説明を行うこと。

7 人と自然との触れ合いの場

事業実施想定区域に存在するレジャー施設の「吾妻高原スカイランド」に及ぼす影響についても検討し、その検討経緯及び検討結果を方法書以降の図書に反映させること。

8 その他

環境影響評価の項目の選定に当たっては、参考項目を勘案しつつ、事業特性、地域特性、地域住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえ適切に行うこと。

また、選定した環境影響評価の項目のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、方法書以降の図書に反映させること。